

国家戦略特区法の改正について

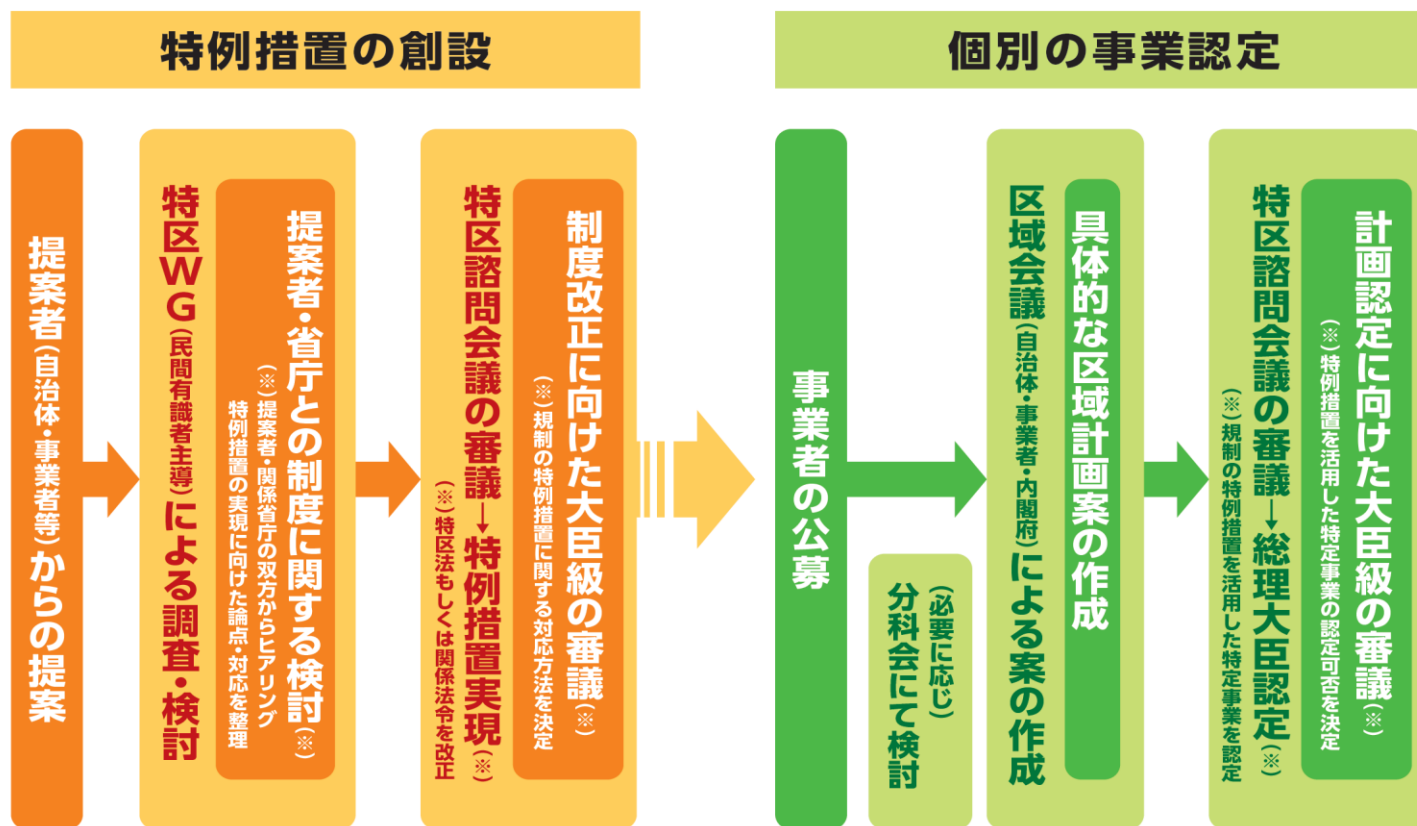
(報告事項)

令和3年2月3日
地域経済産業グループ^o

国家戦略特別地域（国家戦略特区）制度とは

- 国家戦略特区制度は、国の成長戦略に資する岩盤規制改革の推進を目的に、国が特別区域を指定して特例措置を講じる（国家戦略特区法又は関連法令を改正して規制緩和を行う）制度。
- 特例措置の創設は、自治体等の提案をもとに国家戦略特区WGにおいて民間有識者と関係省庁が検討し、最終的には国家戦略特別区域諮問会議（議長・内閣総理大臣）において決定。
- 特例措置の創設後、区域会議（自治体・事業者・内閣府で構成）が作成する区域計画（個別の特定事業を盛り込んだもの）を内閣総理大臣が認定。

※ なお、国家戦略特区基本方針（平成26年2月25日閣議決定）においては、「特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進める」とこととされている。



【参考】国家戦略特区・区域計画の認定状況（活用事項数：64、認定事業数：375）

活用事項数…特区・区域計画において活用されている特例事項の数
認定事業数…特区・区域計画において認定されている事業の数

関西圏

（大阪府、兵庫県、京都府）

医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援

事項数 24
事業数 48

- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制の緩和
- ・iPS細胞からの試験用細胞製造の解禁
- ・革新的な医療機器、医薬品の開発迅速化
- ・可搬型PET装置による撮影
- ・地域限定保育士
- ・農業分野及び家事支援分野での外国人受入
- ・古民家ホテル
- ・特区民泊
- ・地下水採取 他

養父市

中山間地農業の改革拠点

事項数 10
事業数 25

- ・農地の権利移転の円滑化
- ・企業による農地取得
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・自家用車による有償旅客運送
- ・遠隔服薬指導 他

福岡市・北九州市

創業のための雇用改革拠点

事項数 25
事業数 64

- ・スタートアップピザ
- ・スタートアップ法人減税
- ・雇用労働相談センター
- ・航空法高さ制限の緩和・空港アクセスバス
- ・ユニット型指定介護
- ・シニア・ハローワーク
- ・遠隔服薬指導
- ・特区民泊 他

沖縄県

国際観光拠点

事項数 7
事業数 9

- ・農業分野での外国人受入
- ・農家レストラン
- ・地域限定保育士 他

新潟市

大規模農業の改革拠点

事項数 12
事業数 23

- ・特例農業法人の設立
- ・農家レストラン
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・特区民泊
- ・農業分野での外国人受入 他

仙北市

「農林・医療の交流」のための改革拠点

事項数 8
事業数 9

- ・国有林野の活用促進
- ・迅速な実験試験局免許手続き
- ・「着地型旅行商品」の企画・提供促進 他

仙台市

「女性活躍・社会起業」のための改革拠点

事項数 18
事業数 20

- ・NPO法人設立手続きの迅速化
- ・都市公園内保育所
- ・一般社団等への信用保証制度の適用
- ・革新的な医薬品の開発迅速化
- ・エンジェル税制 他

東京圏

（東京都、神奈川県、千葉県千葉市、成田市）

国際ビジネス、イノベーションの拠点

事項数 37
事業数 130

- ・都市計画法等に係る手続きのワンストップ化
- ・エリアマネジメント
- ・東京開業ワンストップセンター
- ・東京テレワーク推進センター
- ・近未来技術実証ワンストップセンター
- ・外国医師の業務解禁
- ・地域限定保育士
- ・特区民泊
- ・都市公園内保育所
- ・医学部の新設
- ・農家レストラン
- ・家事支援分野での外国人材の受入
- ・高度人材ポイント制度に係る特別加算
- ・障害者雇用に係る雇用率算定の特例 他

広島県・今治市

観光・教育・創業などの国際交流・ビッグデータ活用特区

事項数 11
事業数 18

- ・「道の駅」民営化
- ・獣医学部の新設
- ・雇用労働相談センター
- ・迅速な実験試験局免許手続き 他

愛知県

「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点

事項数 21
事業数 29

- ・有料道路コンセッション
- ・公設民営学校
- ・自動走行実証ワンストップセンター
- ・農業分野及び家事支援分野での外国人受入
- ・遠隔服薬指導
- ・保安林解除 他

大阪府からの規制緩和提案

- 令和2年11月18日、大阪府は国家戦略特区制度を活用して、「工場等の改築、新增設に伴う緑地整備等に関する規制緩和」を国（内閣府地方創生推進事務局）に対して提案。

工場等の改築、新增設に伴う緑地整備等に関する規制緩和

大阪府
提案資料

【趣旨・目的】工場等の改築、新增設に伴う緑地整備等に関する規制を緩和することにより、府内での工場の再投資を促進し、産業の競争力の強化、地域経済の活性化及び雇用の創出につなげることができる。

現行制度

(1) 工場立地に係る緑地面積率等の基準 (工場立地法第4条の2)

- 市町村内で定めた区域における緑地面積率等について、国が定める準則に代えて、国が公表する基準の範囲内で市町村は準則を定めることができること。

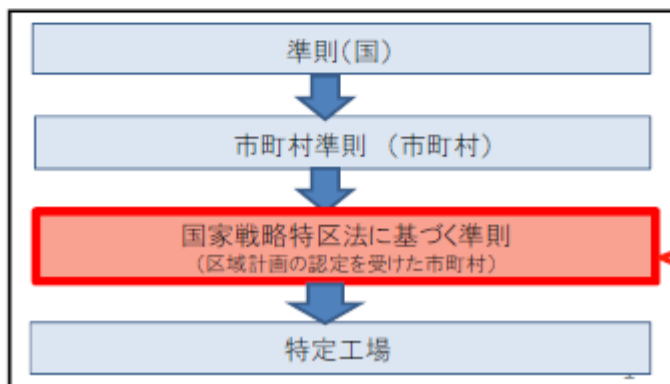
(2) 緑地帯等の設置基準

- (都市計画法第33条第1項第10号、令第28条の3、規則第23条の3)
政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるように設計が定められていること。

特例措置

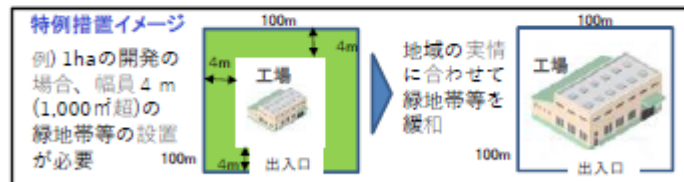
(1) 工場立地の際の緑地面積率等の基準緩和【新規】

- 内閣総理大臣が認定した国家戦略特別区域内においては、**地域の判断で自由に条例で定める**準則を適用



(2) 緑地帯等の設置基準緩和【新規】

- 工場立地法の特例措置にあわせ、都市計画法第33条第1項第10号等の**緑地帯等の設置基準を緩和**



用途地域	緑地面積率	
	現行制度(A市準則)	特例措置(想定)
工業専用・工業地域	10%以上	3%以上
準工業地域	15%以上	5%以上
その他の用途地域	20%以上	10%以上

国家戦略特区諮問会議の決定

- 令和2年12月21日、国家戦略特区諮問会議は、「追加の規制改革事項等」を決定。
- 通常国会に提出する国家戦略特区法改正案に盛り込むべき事項として、工場新增設促進のための関連法令の規制緩和の1つに工場立地法の規制緩和（特例措置の創設）が盛り込まれた。

国家戦略特別区域諮問会議資料（抜粋） （令和2年12月21日開催）

追加の規制改革事項等（案）

1.次期通常国会に提出する法案に盛り込むべき事項

（工場新增設促進のための関連法令の規制緩和）
国内における生産拠点等の整備を通じた強固なサプライチェーンの構築を支援するために、**工場立地法の規制について、工場新增設に係る緑地面積率等の基準を市町村が条例で緩和することを可能とするよう**、これに関連する**必要な規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の通常国会への提出を図るとともに**、工場新增設の際に活用可能な国家戦略開発事業についても所要の措置を講じる。

国家戦略特別区域諮問会議 議員名簿

議長	菅 義偉	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	副総理 兼 財務大臣
	坂本 哲志	内閣府特命担当大臣（地方創生）
	加藤 勝信	内閣官房長官
	河野 太郎	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
	西村 康稔	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
有識者議員		
	秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーション ファウンダー
	坂根 正弘	株式会社小松製作所 顧問
	坂村 健	東洋大学情報連携学部 INIAD学部長
	竹中 平蔵	東洋大学 教授 慶應義塾大学 名誉教授
	八田 達夫	アジア成長研究所 理事長 大阪大学 名誉教授

工場新增設促進のための関連法令の規制緩和（国家戦略特区法を改正して措置）

規制改革の内容

見直し前

工場新增設の際に確保すべき緑地面積等については、国が基準（準則）を定め、市町村は国が定めた基準の範囲内で基準を設定

特例措置（案）

区域計画の認定があった場合、市町村の条例の制定により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする

効果

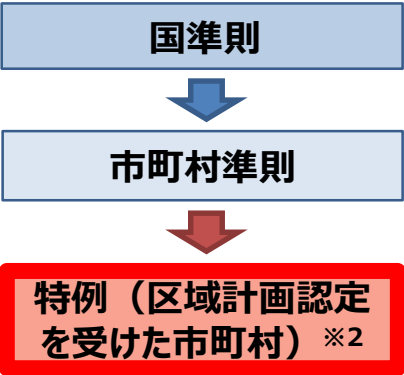
- 工場新增設等の投資促進
- 国内の生産拠点の整備促進及び物流機能を強化

特例措置（案）の概要

工場立地法等※1の特例の創設

周辺環境との調和の確保を図りつつ、地域の判断で緑地面積率等の基準を緩和することを可能に

【緑地面積率規制の仕組み】



緑地面積率規制の特例活用イメージ

	用途地域		
	工業専用・工場地域	準工業地域	その他の用途地域
国準則	20%以上		
市町村準則	10%以上	15%以上	20%以上
特例（想定）	3%以上	5%以上	10%以上

※赤枠内は特例措置に基づき特区自治体が個別に定めることができる

国内の生産拠点の整備を促進、物流機能を強化

- ※1 創設する特例は工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例となる。
- ※2 区域計画には、計画の実施にあたり配慮すべき生活環境との調和に関する事項を規定。

緑地面積率・環境施設面積率の基準の緩和

- 工場立地法では、市区町村は地域の実情にあわせて独自に緑地面積率等を定めることが可能（市区町村が独自に緑地面積率を設定するためには、条例を制定する必要あり。）。
- 今般の国家戦略特区諮問会議の決定を踏まえ、国家戦略特区法を改正し、総合特別区域法及び東日本大震災復興特別区域法と同様の規制緩和措置を講じる。

		住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域 (準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域 (工業地域、工業専用地域)	専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域 (工業地域、工業専用地域)	区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域
通常の場合	環境施設	25%				
	うち緑地	20%				
工場立地法 市区町村準則	環境施設	25%超～35%	15%～30%	10%～25%未満	－	10%～30%
	うち緑地	20%超～30%	10%～25%	5%～20%未満	－	5%～25%
地域未来投資 促進法	環境施設	－	15%～25%未満	10%～25%未満	1%～15%未満	－
	うち緑地	－	10%～20%未満	5%～20%未満	1%～10%未満	－
総合特別区域法	環境施設	国際戦略総合特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				
	うち緑地	国際戦略総合特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				
東日本大震災 復興特別区域法	環境施設	復興産業集積区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				
	うち緑地	復興産業集積区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				
国家戦略 特別区域法	環境施設	国家戦略特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				
	うち緑地	国家戦略特別区域内において、条例で独自に緑地面積率等を定めることができる。				